

問 1

CFP[®]認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 以下の文章は、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の「CFP[®]認定者の行動規範」の抜粋である。文章の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

4. CFP[®]認定者は、虚偽、不正又は詐欺行為を行ってはならない。また、顧客やいかなる者に対しても(ア) 誤った若しくは誤解を招く表現を用いてはならない。

(中略)

9. CFP[®]認定者は、「CFP[®]認定者の実務プロセス」を理解し、顧客との業務契約の範囲に従って、それを(イ) に適用しなければならない。

(中略)

12. CFP[®]認定者は、(ウ) の変化に対応するため、継続的に専門能力の維持・向上に努め、自身が行うすべての実務分野における専門性を維持しなければならない。

- 1. (ア) 意図的に (イ) 効果的 (ウ) 金融環境
- 2. (ア) 意図的に (イ) 合理的 (ウ) 実務環境
- 3. (ア) 意図せず (イ) 合理的 (ウ) 金融環境
- 4. (ア) 意図せず (イ) 効果的 (ウ) 実務環境

(問題2)

(設問B) 「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 (金融サービス提供法)」に関する次の記述の適不適の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- (ア) 金融サービス仲介業とは、内閣総理大臣の登録を受けて、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務および貸金業貸付媒介業務のすべてを業として行うことをいう。
- (イ) 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価の額等を明らかにしなければならない。
- (ウ) 金融サービス仲介業者は、顧客保護の観点から「高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるもの」の媒介業務を行うことはできないとされている。
- (エ) 金融サービス仲介業者と金融機関は連携し協働する関係にあるため、金融サービス仲介業者が業務に関して顧客に損害を与えた場合、提携する金融機関が損害賠償しなければならない。

- 1. (ア) および (イ) は適切であるが、(ウ) および (エ) は不適切。
- 2. (ア) および (エ) は適切であるが、(イ) および (ウ) は不適切。
- 3. (イ) および (ウ) は適切であるが、(ア) および (エ) は不適切。
- 4. (ウ) および (エ) は適切であるが、(ア) および (イ) は不適切。

(問題3)

(設問C) 「個人情報の保護に関する法律 (個人情報保護法)」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1. 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるときでも、その利用目的を本人に通知または公表しなければならない。
- 2. 仮名加工情報とは、一定の措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。
- 3. 個人情報取扱事業者は、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。
- 4. 個人情報取扱事業者は、本人から保有個人データの利用目的の通知を請求された場合、当該通知に関して手数料を徴収してはならない。

問2

CFP[®]認定者にとって、ライフプランニングに関する最新の情報に関心を持ち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題4)

(設問A) 以下の4人のうち、都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施）が行う日常生活自立支援事業（以下「本事業」という）の対象者となる人の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

本人	本人の状況
Aさん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症との診断を受けており、判断能力が不十分である。 ・ 本事業の契約内容について判断し得る能力を有している。 ・ 自宅で暮らしている（独居）。 ・ 補助開始の審判を受けている。
Bさん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症との診断を受けており、判断能力が不十分である。 ・ 本事業の契約内容について判断し得る能力を有している。 ・ 福祉施設に入所中である。 ・ 成年後見等開始の審判は受けていない。
Cさん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症との診断は受けていないが、判断能力が不十分である。 ・ 本事業の契約内容について判断し得る能力を有していない。 ・ 自宅で暮らしている（独居）。 ・ 成年後見等開始の審判は受けていない。
Dさん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症との診断を受けておらず、判断能力は十分であるが、腰を痛めているため自力で歩行することができない。 ・ 本事業の契約内容について判断し得る能力を有している。 ・ 病院に入院中である。 ・ 成年後見等開始の審判は受けていない。

1. AさんとBさん
2. AさんとCさん
3. BさんとDさん
4. CさんとDさん

(問題5)

(設問B) 以下の諸費用のうち、所得税の医療費控除の対象とならないものはどれか。なお、対価の額はいずれも一般的に支出される範囲であるものとする。

1. 花粉症の治療のために薬局で購入した目薬の代金
2. 入院に際して購入した寝具や洗面具などの身の回り品の購入代金
3. 入院の対価として支払う食事代
4. 保健師による療養上の世話の代金

問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間・手取り）

藤原 太一さん（本人・会社員）：現在650万円

藤原 洋子さん（妻・パート）：現在120万円

【支出に関する事項】

○基本生活費：年間360万円

○住宅関連費：持ち家（マンション）

住宅ローン：金利年2.0%（全期間固定）

元利均等返済（ボーナス返済なし）

年間返済額140万円

債務者は太一さんで70歳時に完済予定

固定資産税等：年間15万円

管理費および修繕積立金：年間30万円

○教育費

長女および二女は公立中学校に在学している。長女は、高校は私立、大学は私立理系（四年制）への進学を予定しており、二女は、高校は私立、大学は私立文系（四年制）への進学を予定している。

	中学校		高校		大学	
	公立	私立	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	50万円	120万円	45万円	95万円	85万円	120万円
入学一時金	10万円	60万円	15万円	30万円	40万円	50万円

○保険料：年間36万円

○自動車関連費

維持費：年間25万円

買替え：2035年に300万円

車検：2023年、2025年、2027年、2029年、2031年、2033年、2038年に車検を行う。費用は1回当たり15万円

○その他支出：年間30万円

○一時的支出

家族旅行：2033年に50万円

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。
- ・ <資料>の金額はすべて2023年（基準年）時点の現在価値である。

<現状のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
家族・年齢	藤原 太一	本人	44	45	46	47	48	49	50	51
	洋子	妻	41	42	43	44	45	46	47	48
	美咲	長女	15	16	17	18	19	20	21	22
	早希	二女	13	14	15	16	17	18	19	20
ライフイベント			二女 中学入学	長女 高校入学		二女 高校入学	長女 大学入学		二女 大学入学	
変動率										
収入	給与収入(本人)	1.0%	650	657	663	670	676	683	690	697
	給与収入(妻)	1.0%	120	121	122	124	125	126	127	129
	収入合計	-	770	778	785	794	801	809	817	826
支出	基本生活費	1.0%	360	364	367	371	375			
	住宅関連費	0.0%	185	185	185	185	185	185	185	185
	教育費(長女)	1.0%	50	126	97	98	177	126	127	129
	教育費(二女)	1.0%	60	51	51	129	99			
	保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	1.0%	40	25	41	26				
	その他支出	1.0%	30	30	31	31	31	32	32	32
	一時的支出	1.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
支出合計	-	761	817	808	876				(ア)	
年間収支	-	9	▲39	▲23	▲82					
預貯金等残高	1.0%	800	769	754	680					

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
家族・年齢	藤原 太一	本人	52	53	54	55	56	57	58	59
	洋子	妻	49	50	51	52	53	54	55	56
	美咲	長女	23	24	25	26	27	28	29	30
	早希	二女	21	22	23	24	25	26	27	28
ライフイベント			長女就職		二女就職 家族旅行		自動車 買替え			
変動率										
収入	給与収入(本人)	1.0%						740	747	755
	給与収入(妻)	1.0%	130	131	133	134	135	137	138	139
	収入合計	-						877	885	894
支出	基本生活費	1.0%							414	418
	住宅関連費	0.0%	185	185	185	185	185	185	185	185
	教育費(長女)	1.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育費(二女)	1.0%			0	0	0	0	0	0
	保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	1.0%					366	28	29	46
	その他支出	1.0%	32	33	33	33	34	34	34	35
	一時的支出	1.0%								
支出合計	-									720
年間収支	-			(イ)						174
預貯金等残高	1.0%									1,140

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題6)

(設問A) 藤原さん夫婦は、将来の資金設計についてCFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 894 (イ) 100
2. (ア) 894 (イ) 116
3. (ア) 937 (イ) 100
4. (ア) 937 (イ) 116

(問題7)

(設問B) 藤原さん夫婦は、子どもたちの大学進学に伴う教育費負担の増加に備えて、住宅ローンを借り換えることと、洋子さんの働き方および保険の見直しを考えている。そこで、CFP[®]認定者は、以下の<見直しの内容>を提案し、それに伴うキャッシュフロー表を作成した。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

<見直しの内容>

- ・洋子さんの給与収入(年間・手取り)
2027年から240万円(現在価値)
- ・住宅関連費
2027年に住宅ローンを以下のとおり借り換える。
金利年1.5%(全期間固定)
元利均等返済(ボーナス返済なし)
年間返済額133万円(2027年以降)
債務者は太一さんで70歳時に完済予定
借換え手数料30万円
- ・保険料
2027年から年間24万円

1. 645
2. 647
3. 657
4. 687

＜見直し後のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
家族・年齢	藤原 太一	本人	44	45	46	47	48	49	50	51
	洋子	妻	41	42	43	44	45	46	47	48
	美咲	長女	15	16	17	18	19	20	21	22
	早希	二女	13	14	15	16	17	18	19	20
ライフイベント			二女 中学入学	長女 高校入学		二女 高校入学	長女 大学入学		二女 大学入学	
			変動率							
収入	給与収入(本人)	1.0%	650	657	663	670	676	683	690	697
	給与収入(妻)	1.0%	120	121	122	124				
	収入合計	—	770	778	785	794				
支出	基本生活費	1.0%	360	364	367	371	375			
	住宅関連費	0.0%	185	185	185	185				
	教育費(長女)	1.0%	50	126	97	98	177	126	127	129
	教育費(二女)	1.0%	60	51	51	129	99			
	保険料	0.0%	36	36	36	36				
	自動車関連費	1.0%	40	25	41	26				
	その他支出	1.0%	30	30	31	31	31	32	32	32
	一時的支出	1.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
支出合計			—	761	817	808	876			
年間収支			—	9	▲39	▲23	▲82			
預貯金等残高			1.0%	800	769	754	680	(ウ)		

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
家族・年齢	藤原 太一	本人	52	53	54	55	56	57	58	59
	洋子	妻	49	50	51	52	53	54	55	56
	美咲	長女	23	24	25	26	27	28	29	30
	早希	二女	21	22	23	24	25	26	27	28
ライフイベント			長女就職		二女就職 家族旅行		自動車 買替え			
			変動率							
収入	給与収入(本人)	1.0%						740	747	755
	給与収入(妻)	1.0%								
	収入合計	—								
支出	基本生活費	1.0%							414	418
	住宅関連費	0.0%								
	教育費(長女)	1.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育費(二女)	1.0%			0	0	0	0	0	0
	保険料	0.0%								
	自動車関連費	1.0%					366	28	29	46
	その他支出	1.0%	32	33	33	33	34	34	34	35
	一時的支出	1.0%								0
支出合計			—							701
年間収支			—							333
預貯金等残高			1.0%							3,019

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題8)

(設問C) 松尾さんは2028年3月末に定年を迎え、退職一時金を受け取る。定年後の5年間は、雇用形態は変わるものの引き続き就労して、2033年3月末にリタイアする予定である。松尾さんはリタイア後の生活資金を準備するため、2025年4月1日から資金運用を開始する。リタイア後の2033年4月1日以降は、退職一時金と蓄えた資金を、複利運用しながら取り崩して生活費および住宅のリフォーム費用に充てたいと考えている。以下の〈条件〉に基づく場合、2028年4月1日から2033年3月末までの5年間、毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

〈条件〉

[リタイア前]

- ・ 自助努力で準備した老後のための資金400万円(2025年3月末時点)を、2025年4月1日から2033年3月末までの8年間、年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2028年3月末に受け取る退職一時金1,400万円(手取り額)を、2028年4月1日から2033年3月末までの5年間、年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2025年4月1日から2028年3月末までの3年間、毎年3月末に80万円を積み立てながら、年利1.5%で複利運用し、積み立てた金額を2028年4月1日から2033年3月末までの5年間は年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2028年4月1日から2033年3月末までの5年間、毎年3月末に一定金額を積み立てながら、年利1.5%で複利運用する。

[リタイア後]

- ・ 2033年4月1日から2043年3月末までの10年間、蓄えた資金を年利1.5%で複利運用しながら、毎年3月末に100万円ずつ取り崩す。
- ・ 2043年4月1日から2063年3月末までの20年間、蓄えた資金を年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に75万円ずつ取り崩す。
- ・ 2033年4月1日からの5年間、蓄えた資金を年利1.5%で複利運用し、2038年3月末にリフォーム資金として500万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%
3年	1.030	1.046
5年	1.051	1.077
8年	1.083	1.126
10年	1.105	1.161
20年	1.220	1.347

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%
3年	0.971	0.956
5年	0.951	0.928
8年	0.923	0.888
10年	0.905	0.862
20年	0.820	0.742

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%
3年	3.030	3.045
5年	5.101	5.152
8年	8.286	8.433
10年	10.462	10.703
20年	22.019	23.124

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%
3年	2.941	2.912
5年	4.853	4.783
8年	7.652	7.486
10年	9.471	9.222
20年	18.046	17.169

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%
3年	0.340	0.343
5年	0.206	0.209
8年	0.131	0.134
10年	0.106	0.108
20年	0.055	0.058

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%
3年	0.330	0.328
5年	0.196	0.194
8年	0.121	0.119
10年	0.096	0.093
20年	0.045	0.043

1. 65万円
2. 69万円
3. 70万円
4. 72万円

問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題9)

(設問A) 小坂さん(会社員・年収960万円)は住宅の購入を計画しており、CFP[®]認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては下記の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税および贈与税は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 用意した住宅購入用資金1,800万円と父から贈与される240万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が、現在の年収の20%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年1.60%(全期間固定)、返済期間25年(返済回数300回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の9%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数(1ヵ月用)]

期間	1.60%
10年	1.17339
15年	1.27105
25年	1.49143

[現価係数(1ヵ月用)]

期間	1.60%
10年	0.85223
15年	0.78675
25年	0.67050

[年金終価係数(1ヵ月用)]

期間	1.60%
10年	130.03936
15年	203.28446
25年	368.57046

[年金現価係数(1ヵ月用)]

期間	1.60%
10年	110.82404
15年	159.93479
25年	247.12600

[資本回収係数(1ヵ月用)]

期間	1.60%
10年	0.00902
15年	0.00625
25年	0.00405

[減債基金係数(1ヵ月用)]

期間	1.60%
10年	0.00769
15年	0.00492
25年	0.00271

1. 5,270万円
2. 5,490万円
3. 5,750万円
4. 5,990万円

(問題10)

(設問B) 下表の4人のうち、2024年分の所得税について住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）の適用を受けることができる人の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、住宅ローン控除の適用要件を満たしているものとする。

Aさん	2024年4月に、登記簿上の建築日付が1997年の中古住宅を住宅ローンを借り入れて取得し6ヵ月以内に入居した。なお、耐震基準適合証明書は取得していない。
Bさん	2018年に住宅を購入し、借入時に償還期間が15年であった住宅ローンについて、住宅ローン控除の適用を受けていた。2024年2月にこの住宅ローンを償還期間9年の住宅ローンに借り換えた。
Cさん	母の所有する更地を使用貸借により借り受け、2024年2月にその土地に母と同居するための建物を住宅ローンを借り入れて建築し6ヵ月以内に入居した。
Dさん	2024年に住宅を購入し、住宅ローンを夫婦の連帯債務とした。取得した住宅はDさんの夫の単独所有であり、借入後の住宅ローンの返済も夫が全額負担している。

1. AさんとBさんとCさん
2. AさんとCさん
3. BさんとDさん
4. CさんとDさん

(問題11)

(設問C) 日本政策金融公庫の教育一般貸付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 大学の受験費用や受験のための交通費および宿泊費については、大学の入学試験合格を条件に、融資の対象となる資金使途として認められる。
2. 成人して勤務収入などの安定した収入があり、独立して生計を営んでいる場合は、学生本人が申込みをすることができる。
3. 返済期間の上限は、原則として18年である。
4. 在学期間中は元金の返済を据え置き、利息のみの支払いとすることもできるが、この場合の元金据置期間は返済期間に含まれる。

(問題 1 2)

(設問D) 日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を以下の<資料>のとおり受けた場合、返還する割賦金の月賦分(ア)と半年賦分(イ)の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、割賦金の計算に当たっては、円未満の端数は切り捨てること。

<資料>

貸与月額：45,000円

貸与月数：72ヵ月

返還方式：定額返還方式

割賦方法：月賦・半年賦併用返還

※月賦分貸与金額は貸与総額の2分の1とし、残り2分の1を半年賦分貸与金額とする。

○割賦金の計算式

割賦金 = 貸与金額 ÷ 返還回数

※返還回数(月賦分) = 返還年数 × 12

返還回数(半年賦分) = 返還年数 × 2

※返還年数は、貸与総額を[奨学金返還年数算出表]における割賦金の基礎額で除して求める(小数点以下切捨て)。

[奨学金返還年数算出表]

貸与総額	割賦金の基礎額
2,300,001円～2,500,000円	160,000円
2,500,001円～3,400,000円	170,000円
3,400,001円以上	総額の20分の1

1. (ア) 6,750円 (イ) 40,500円
2. (ア) 7,105円 (イ) 42,631円
3. (ア) 13,500円 (イ) 81,000円
4. (ア) 14,210円 (イ) 85,263円

(問題 1 3)

(設問E) 貸金業法の総量規制に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 年収400万円の人について、貸金業者からの借入残高の合計額が100万円の場合、貸金業者から新たに借り入れることはできない。
2. 総量規制の基準額を算出する際の定期的な収入に、個人が事業として行う不動産の賃貸収入は含まれる。
3. クレジットカードを利用した商品の購入は、総量規制の対象となる。
4. 総量規制の基準となる年収には、配偶者の同意があれば、当該配偶者の年収を含めることができる。

(問題 1 4)

(設問F) 国民生活センターに設置されている紛争解決委員会に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 紛争解決委員会への仲裁の申請は、当事者双方が仲裁に付することについて合意していれば、当事者の一方が行うことができる。
2. 紛争解決委員会の和解仲介手続および仲裁手続は、非公開で行われる。
3. 紛争解決委員会の仲裁委員による仲裁判断は、裁判の確定判決と同一の効力がある。
4. 裁判外紛争解決手続(ADR)の結果の概要は、紛争解決委員会が必要と認める場合に公表することができるが、消費者紛争の当事者である事業者の名称は、公表してはならない。

問5

働き方とその関連法令に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題15)

(設問A) 労働基準法に基づく年次有給休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 使用者は、所定労働日数が通常の労働者より少ない労働者であっても、当該労働者に年次有給休暇が10労働日以上付与される場合は、年次有給休暇を付与した日から1年以内の期間に、当該労働者に時季を指定して5日の年次有給休暇を取得させなければならない。
2. 使用者は、労働者が請求した時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合、年次有給休暇が付与された日から1年以内の期間に5日以内に限り他の時季に年次有給休暇を与えることができる。
3. 使用者は、雇入れ後の6ヵ月間の出勤率が8割未満の労働者に対して年次有給休暇を付与する必要はないが、その後の1年間の出勤率が8割以上となった場合は年次有給休暇を付与しなければならない。
4. 業務上負傷し、または疾病にかかり療養のため休業した期間は、年次有給休暇の付与要件の出勤率の算定上、出勤したものとみなされる。

(問題 16)

(設問B) Z A株式会社で契約社員として働いている荒木さんは、最低賃金法における最低賃金と比較するために自身の2024年5月分の賃金を計算してみることにした。以下の<資料>に基づき、最低賃金の対象となる時間あたりに換算した賃金額として、正しいものはどれか。

<資料>

[荒木さんに支払われた2024年5月分の賃金]

基本給	173,250円 (日給8,250円×21日)	日給制
職務手当	20,000円	月給制
皆勤手当	10,000円	月給制
時間外手当	13,750円	割増賃金を含む
通勤手当	18,900円 (1日当たり900円×21日)	
合計	235,900円	

※賃金は日給制と月給制の組み合わせである。

[荒木さんの労働条件]

年間所定労働日数：250日

1日の所定労働時間：7時間30分

[時間あたりに換算した賃金額の計算方法]

日給制の場合：日給÷1日の所定労働時間

月給制の場合：(賃金月額×12ヵ月)÷(年間所定労働日数×1日の所定労働時間)

日給制と月給制の組み合わせの場合：それぞれ上記の式により時間額に換算し、日給部分と月給部分を合計する。

1. 1,100円
2. 1,164円
3. 1,228円
4. 1,292円

(問題 17)

(設問C) 労働基準法施行規則に基づくいわゆる「賃金のデジタル払い」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 賃金のデジタル払いを実施するためには、労使協定を締結し、労働者の個別の同意を得る必要がある。
2. 賃金のデジタル払いを導入した場合でも、労働者がデジタル払いによる賃金の支払いを希望しないときは、当該労働者は銀行口座等で賃金を受け取ることができる。
3. デジタル払いにより受け取った賃金を指定資金移動業者の口座から払い出す場合、月1回の払出しであっても手数料がかかる。
4. 指定資金移動業者の口座について、残高が100万円を超えないようにする措置、または、100万円を超えた場合に速やかに100万円以下とするための措置を講じる必要がある。

(問題 18)

(設問D) 雇用保険の基本手当の特定受給資格者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 特定受給資格者は、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヵ月以上あれば、基本手当の受給資格を得ることができる。
2. 離職日の属する月の前6ヵ月のうちいずれかの月において、1ヵ月当たり100時間以上の時間外労働を行った人は、特定受給資格者に該当する。
3. 期間の定めのある労働契約の締結の際、その労働契約の更新が明示された場合において、その労働契約が更新されないこととなったことにより離職した人は、特定受給資格者に該当する。
4. 特定受給資格者は、公共職業安定所において求職の申込みを行った後、待期間および給付制限期間が経過しなければ基本手当は支給されない。

(問題 19)

(設問E) 雇用保険の教育訓練給付金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 教育訓練給付金の給付対象となる教育訓練は、一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金のいずれも、厚生労働大臣が指定する教育訓練に限られる。
2. 教育訓練給付金を受給しようとする場合、支給要件期間が3年以上あることが必要だが、一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金のいずれも、初めて受給しようとする場合に限り、支給要件期間が1年以上あれば給付対象となる。
3. 教育訓練給付金を受給しようとする人は、一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金のいずれも、事前に訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、所定のジョブ・カード等をハローワークに提出しなければならない。
4. 訓練期間が6ヵ月を超える教育訓練については、一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金のいずれも、受講中に支給申請を行うことができる。

(問題20)

(設問F) 会社員の川野さんは、2024年6月末日に60歳の定年を迎えた後も勤務先の継続雇用制度を利用して65歳まで働き続けたいと考えている。以下の<資料>に基づいて計算した川野さんの雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金の支給額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については、高年齢雇用継続基本給付金の支給要件を満たしているものとする。また、賃金低下率は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入、支給額は円未満を切り捨てるものとする。

<資料>

[川野さんのデータ]

60歳到達時の賃金月額：525,000円

支給対象月に支払われた賃金額：350,000円

[高年齢雇用継続基本給付金の支給額の計算式]

- ・ 賃金低下率(※)が61%未満の場合
支給額 = 支給対象月に支払われた賃金額 × 15%
- ・ 賃金低下率(※)が61%以上75%未満の場合

$$\text{支給額} = -\frac{183}{280} \times \text{支給対象月に支払われた賃金額} + \frac{137.25}{280} \times 60\text{歳到達時の賃金月額}$$

$$(\text{※}) \text{ 賃金低下率} (\%) = \frac{\text{支給対象月に支払われた賃金額}}{60\text{歳到達時の賃金月額}} \times 100$$

[高年齢雇用継続基本給付金の限度額等]

賃金月額の上限度額	486,300円
支給限度額	370,452円
最低限度額	2,196円

1. 9,623円
2. 20,452円
3. 28,593円
4. 52,500円

(問題 2 1)

(設問 G) HM株式会社に勤務する妹尾さんは、2024年5月に業務上の災害により負傷し、療養のため休業した。以下の<資料>に基づき、妹尾さんが受給することができる労働者災害補償保険の休業補償給付の総額として、正しいものはどれか。なお、休業特別支給金は考慮しないものとし、休業補償給付の支給要件はすべて満たしているものとする。また、解答に当たっては、給付基礎日額は円未満を切り上げ、休業補償給付日額は円未満を切り捨てること。

<資料>

[妹尾さんの2024年2月から4月までの給与等の支払状況]

支払月	実出勤日数	総日数	基本給	時間外手当	通勤手当	特別手当
2月	19日	29日	320,000円	20,000円	10,000円	—
3月	20日	31日	320,000円	30,000円	10,000円	120,000円
4月	21日	30日	320,000円	20,000円	10,000円	—
合計			960,000円	70,000円	30,000円	120,000円

※上記に記載のないものの支給はなく、賃金締切日は月の末日であるものとする。

※特別手当は年4回、3月、6月、9月、12月に支給される。

※HM社の公休日は、土曜日・日曜日・祝日である。

[妹尾さんのデータ]

- ・ 休業期間は、2024年5月1日から5月31日までの31日間である。
- ・ 休業期間における賃金の支払いはなく、私傷病による休暇は取得していない。
- ・ 複数事業労働者ではなく、同一の支給事由に基づく障害厚生年金等は受給していない。

[給付基礎日額の計算式]

$$\text{給付基礎日額} = \frac{\text{算定事由発生日（賃金締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3カ月間の賃金総額}}{\text{その3カ月間の総日数}}$$

1. 197,848円
2. 220,276円
3. 243,877円
4. 330,400円

(問題 2 2)

(設問H) 育児・介護休業法に基づく介護休業および介護休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、労使協定は締結されていないものとする。

1. 介護休業は、要介護状態にある対象家族を介護するために、対象家族1人につき、通算して93日まで、3回を上限として分割して取得することができる。
2. 介護休暇は、要介護状態にある対象家族を介護するために、1年度において5労働日（対象家族が2人以上の場合は10労働日）を限度として取得することができる。
3. 要介護状態とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。
4. 対象家族は、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫および配偶者の父母であるが、祖父母、兄弟姉妹および孫については被保険者と同居している人に限り対象となる。

(問題 2 3)

(設問I) 育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）において事業主が講じるべき措置に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 小学校就学前の子を養育する労働者について、その子が就学するまでは労働者の申出に基づき育児のための短時間勤務制度の措置を講じなければならない。
2. 育児のための短時間勤務制度の措置は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしなければならない。
3. 要介護状態にある対象家族を介護する労働者が介護休業をしていない場合、労働者の申出に基づき、原則として、連続する3年以上の期間における介護のための短時間勤務制度等の措置を講じなければならない。
4. 介護のための短時間勤務制度等の措置は、原則として労働者が2回以上の利用ができる措置としなければならない。

問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題24)

(設問A) 個人事業主の平沼健一さん(43歳)は、妻と子2人の4人でKZ市に居住している。以下の<資料>に基づく健一さんが支払う2024年度分の国民健康保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、保険料の減免措置の適用はないものとする。また、計算に当たっては、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分のそれぞれの世帯合計額について、百円未満の端数を切り捨てること。

<資料>

[平沼家のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
平沼 健一	本人(世帯主)	43歳	前年の総所得金額(事業所得) 630万円
平沼 陽子	妻	38歳	前年の総所得金額(給与所得) 85万円
平沼 良太	長男	14歳	中学生
平沼 雅美	長女	11歳	小学生

※家族4人は同一世帯であり、4人はそれぞれKZ市の国民健康保険の被保険者である。

※上記のほかに収入はない。

[KZ市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額=前年の総所得金額等-基礎控除額43万円

項目	所得割	均等割(1人当たり)
医療分	7.17%	45,000円
後期高齢者支援金等分	2.42%	15,100円
介護分	2.20%	16,200円

※医療分と後期高齢者支援金等分は、すべての被保険者について賦課される。

※介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者について賦課される。

※限度額については考慮しないものとする。

1. 932,300円
2. 988,800円
3. 998,000円
4. 1,014,200円

(問題25)

(設問B) 以下の<資料>に基づく、別所さん(40歳)の2024年5月支給の給与から源泉徴収された所得税額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[別所さんのデータ]

- ・ TK株式会社の正社員(役員ではない)で、協会けんぽの被保険者である。
- ・ 標準報酬月額が30万円である。
- ・ 2024年4月支給の給与額は32万円であり、2024年5月支給の給与額は34万円(いずれも源泉所得税・社会保険料控除前)である。
- ・ 扶養親族等はない。

[健康保険・厚生年金保険標準報酬月額表(被保険者負担分)]

(単位:円)

標準報酬月額	報酬月額		保険料		
	以上	未満	健康保険	介護保険	厚生年金保険
300,000	290,000	310,000	15,000	2,730	27,450
320,000	310,000	330,000	16,000	2,912	29,280
340,000	330,000	350,000	17,000	3,094	31,110

[雇用保険料(被保険者負担分)] 2,040円

[給与所得の源泉徴収税額表]

(単位:円)

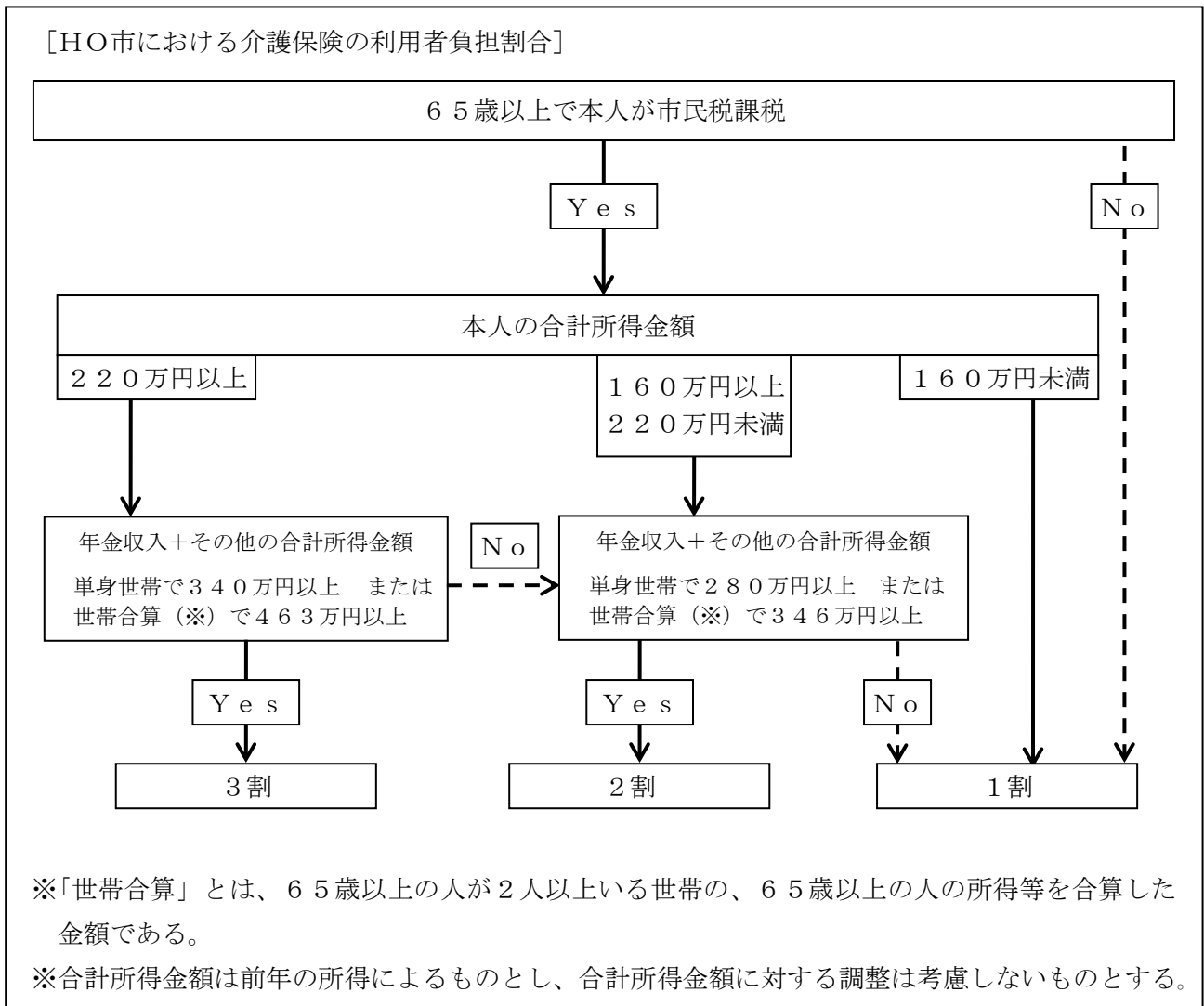
その月の社会保険料等 控除後の給与等の金額		扶養親族等の数
以上	未満	0人
		税額
284,000	287,000	7,820
287,000	290,000	7,920
290,000	293,000	8,040
293,000	296,000	8,140

1. 7,820円
2. 7,920円
3. 8,040円
4. 8,140円

(問題 26)

(設問C) 以下の<ケース1>~<ケース3>の人が、2024年5月に介護保険法に基づく介護給付対象サービス（以下「介護サービス」という）を受けた場合の利用者負担割合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問における利用者負担割合は以下の<資料>によって判定するものとする。また、利用者負担の上限は考慮しないものとし、いずれの人も介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示しているものとする。

<資料>



＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の者	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳以上の者	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円

	氏名	続柄	年齢	前年の公的年金 (老齢年金)収入	前年の事業所得	市民税
<ケース1>	谷口 郁男	本人	75歳	280万円	—	課税
<ケース2>	氷室 勝二	夫	72歳	320万円	50万円	課税
	氷室 芳子	妻	71歳	90万円	—	非課税
<ケース3>	布施 圭太	夫	80歳	350万円	—	課税
	布施 弘子	妻	77歳	70万円	150万円	課税

※上記の人はいずれも公的年金（老齢年金）、事業所得のほかに収入はない。

※上記の人はすべてHO市に居住しており、夫婦はいずれも同一世帯である。

※いずれの世帯も、上記のほかに同一世帯に属する人はいない。

1. <ケース1>の谷口郁男さんの利用者負担割合は、2割である。
2. <ケース2>の氷室勝二さんの利用者負担割合は、3割である。
3. <ケース3>の布施圭太さんの利用者負担割合は、3割である。
4. <ケース3>の布施弘子さんの利用者負担割合は、1割である。

(問題 27)

(設問D) ZB株式会社に勤務する若杉さんに支給される2024年4月から7月までの給与等が以下の<資料>のとおりである場合、若杉さんの健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額の時決定および随時改定に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[若杉さんの2024年4月から7月までの給与等の支払状況]

	基本給	時間外手当	通勤手当	合計
4月支給額	200,000円	24,000円	6,000円	230,000円
5月支給額	215,000円	11,000円	6,000円	232,000円
6月支給額	215,000円	8,000円	6,000円	229,000円
7月支給額	215,000円	6,000円	6,000円	227,000円

※上記に記載のないものの支給はない。

※2024年4月の標準報酬月額は、200,000円である。

※ZB社の賃金締切日は月末で、支払日は翌月末である。

※ZB社の昇給は、年1回4月に行われ、5月支給額から反映される。

※2024年4月支給額から7月支給額までの報酬を計算する基礎となる日数については、いずれの月も17日以上であるものとする。

※若杉さんは、資格取得時決定、育児休業等終了時改定および産前産後休業終了時改定の対象者ではない。

[標準報酬月額等級表]

(単位：円)

標準報酬			報酬月額	
健康保険等級	厚生年金保険等級	月額	以上	未満
17	14	200,000	195,000	210,000
18	15	220,000	210,000	230,000
19	16	240,000	230,000	250,000
20	17	260,000	250,000	270,000

若杉さんは、(ア)から(イ)により、標準報酬月額が(ウ)となる。

1. (ア) 8月 (イ) 定時決定 (ウ) 220,000円
2. (ア) 9月 (イ) 定時決定 (ウ) 240,000円
3. (ア) 8月 (イ) 随時改定 (ウ) 240,000円
4. (ア) 9月 (イ) 随時改定 (ウ) 220,000円

(問題 28)

(設問E) 西里さん(43歳、学生ではない)は、QL社(厚生年金被保険者数300人、特定適用事業所)にパートタイマーとして入社する予定である。CFP[®]認定者が西里さんに行った短時間労働者の社会保険の適用に関する以下の説明の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

「西里さんが雇用保険の被保険者とされるには、雇用契約において(ア)以上雇用される見込みがあり、1週間の所定労働時間が20時間以上でなければなりません。また、西里さんの1週間の所定労働時間および1ヵ月間の所定労働日数が、QL社の正社員の(イ)以上である場合は、健康保険および厚生年金保険の被保険者とされます。なお、(イ)未満であっても、西里さんの1週間の所定労働時間が20時間以上であり、報酬が月額(ウ)以上であれば、健康保険および厚生年金保険の被保険者とされます。」

1. (ア) 2ヵ月 (イ) 4分の3 (ウ) 99,000円
2. (ア) 2ヵ月 (イ) 3分の2 (ウ) 88,000円
3. (ア) 31日 (イ) 4分の3 (ウ) 88,000円
4. (ア) 31日 (イ) 3分の2 (ウ) 99,000円

(問題 29)

(設問F) 健康保険および厚生年金保険における適用事業所に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人の事業所であって常時使用する従業員が4人の建築業の事業所は、強制適用事業所とされる。
2. 強制適用事業所に該当する個人の事業所が、従業員の退職により常時使用する従業員が5人未満となったときは、任意適用事業所の認可があったものとみなされる。
3. 個人の事業所であって常時使用する従業員が5人の社会保険労務士事務所は、強制適用事業所とされる。
4. 常時使用する従業員が2人である個人の事業所の事業主が法人を設立し、個人の事業所を廃止して法人の事業所として活動を始めた場合、その法人の事業所は強制適用事業所とされる。

問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題30）

（設問A）協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者となるためには、被保険者資格を喪失した日の前日まで継続して1ヵ月以上被保険者であったことが必要である。
2. 任意継続被保険者となるための申出は、被保険者資格を喪失した日から14日以内に行わなければならない。
3. 任意継続被保険者の保険料は、被扶養者を有することによる加算はない。
4. 任意継続被保険者となった場合、国民健康保険に加入するという理由で資格を喪失することはできない。

(問題 3 1)

(設問B) 会社員で協会けんぽの被保険者である明石さんは、私傷病により2024年5月7日に労務不能となり、同月に14日間欠勤し、傷病手当金を請求した。以下の<資料>に基づき、明石さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、傷病手当金の支給要件をすべて満たしているものとし、欠勤日について資格手当以外の報酬は支払われないものとする。

<資料>

[明石さんの2024年5月の勤務状況]

日	月	火	水	木	金	土
			1 ○出勤	2 ○出勤	3 公休日	4 公休日
5 公休日	6 公休日	7 ×欠勤	8 ○出勤	9 ×欠勤	10 ×欠勤	11 公休日
12 公休日	13 ×欠勤	14 ×欠勤	15 ×欠勤	16 ×欠勤	17 ×欠勤	18 公休日
19 公休日	20 ×欠勤	21 ×欠勤	22 ×欠勤	23 ×欠勤	24 ×欠勤	25 公休日
26 公休日	27 ×欠勤	28 ○出勤	29 ○出勤	30 ○出勤	31 ○出勤	

[標準報酬月額の場合]

2022年9月～2023年8月の標準報酬月額：380,000円

2023年9月～2024年5月の標準報酬月額：410,000円

[5月に支払われた手当(月額)]

資格手当：30,000円

[傷病手当金の1日当たりの額の計算式(円未満四捨五入)]

$$\underbrace{\text{支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額}} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}$$

10円未満四捨五入

1. 79,470円
2. 87,417円
3. 127,152円
4. 143,152円

(問題 3 2)

(設問C) L Y株式会社に勤務している柴田さん(45歳)は、2024年6月1日から傷病手当金を受給しており、2024年6月30日にL Y社を退職する予定である。柴田さんの協会けんぽの加入状況が以下のとおりである場合、傷病手当金の資格喪失後の継続給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、支給要件を満たしているものとする。

<柴田さんの協会けんぽの加入状況>

	L X社	L Y社
入社日(被保険者資格取得日)	2015年4月 1日	2023年10月 1日
退職(予定)日	2023年9月30日	2024年 6月30日

※L X社、L Y社ともに協会けんぽの適用事業所である。

- 柴田さんに資格喪失後の継続給付による傷病手当金が支給される場合、その傷病手当金の支給期間はL Y社の退職日から通算して1年6ヵ月間となる。
- 仮に、柴田さんのL X社の退職日が2023年8月31日であり、2023年10月1日にL Y社に入社するまで無職であった場合、資格喪失後の継続給付による傷病手当金の支給を受けることはできない。
- 柴田さんが資格喪失後に労務可能となり、傷病手当金の支給を受けなくなった後に再度労務不能となっても、資格喪失後の継続給付による傷病手当金の支給を受けることはできない。
- 柴田さんが資格喪失後の継続給付による傷病手当金の受給中に死亡した場合、埋葬料または埋葬費が支給される。

(問題 3 3)

(設問D) 協会けんぽの療養の給付に含まれるものの組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- (ア) 在宅患者に対して保険医療機関の看護師が行う訪問看護
- (イ) 入院と併せて行う食事療養
- (ウ) 選定療養
- (エ) 医師の手当を必要とする異常分娩の場合に、保険医療機関において受けた手当

- (ア)、(イ)
- (イ)、(ウ)
- (ウ)、(エ)
- (ア)、(エ)

(問題34)

(設問E) 以下の<資料>に基づき、山根浩二さんが2024年5月に支払った医療費に係る高額療養費(世帯合算額)を請求した場合、払い戻される額として、正しいものはどれか。なお、多数回該当および入院時の食事代等、記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[山根さんの2024年5月の医療費等]

氏名	続柄	年齢	医療機関	入院/外来	医療費	自己負担額
山根 浩二	本人	35歳	TA病院	入院	150万円	***円
			TA病院	外来	30万円	***円
山根 仁美	妻	33歳	TB病院	外来	8万円	24,000円
			TC病院	外来	6万円	18,000円

※TA病院には入院および外来それぞれについて健康保険限度額適用認定証を提示している。

※問題作成の都合上、表の一部を「***」にしている。

[山根さん夫婦のデータ]

- ・ 浩二さんは協会けんぽの被保険者であり、標準報酬月額は38万円である。
- ・ 仁美さんは、浩二さんの健康保険の被扶養者である。

[70歳未満の高額療養費に係る自己負担限度額(月額)]

所得区分	自己負担限度額
標準報酬月額 28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%

1. 22,600円
2. 40,600円
3. 100,630円
4. 118,630円

問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

生年月日	男子		女子	
	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭31.4.2～昭32.4.1	—	62歳	—	60歳
昭32.4.2～昭33.4.1	—	63歳	—	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	—	〃	—	61歳
昭34.4.2～昭35.4.1	—	64歳	—	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	—	〃	—	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	(65歳)	—	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	〃	—	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	〃	—	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	〃	—	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	〃	—	〃
昭41.4.2以降	—	〃	—	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,657円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}}{\text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 795,000円 \times \frac{\text{20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480月}$$

[老齢厚生年金の配偶者加給年金額] 397,500円

[老齢基礎年金の満額] 795,000円

[老齢基礎年金の振替加算額（一部抜粋）]

受給権者の生年月日	振替加算額
1960（昭和35）年4月2日～1961（昭和36）年4月1日	21,269円
1961（昭和36）年4月2日～1966（昭和41）年4月1日	15,323円

(問題35)

(設問A) ZU株式会社に勤務する桑原五郎さんが65歳に達する日に会社を退職する場合、以下の<資料>に基づき、五郎さんが65歳時点において受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[桑原さん夫婦のデータ]		
氏名	続柄	備考
桑原 五郎	本人	<ul style="list-style-type: none"> 1961 (昭和36)年5月27日生まれ (63歳) 1984 (昭和59)年4月にZU社に入社 (厚生年金加入) し、60歳で定年を迎えたが、その後嘱託社員となり、65歳に達する日まで厚生年金に加入して働く予定である。
桑原 亜弓	妻	<ul style="list-style-type: none"> 1963 (昭和38)年12月22日生まれ (60歳) 1986 (昭和61)年3月に大学を卒業し、就職はせず、実家の個人商店の手伝いをしていた。 1990 (平成2)年10月に五郎さんと結婚してから現在まで就労していない。五郎さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。

[五郎さんの厚生年金加入歴等]				
1984年 (昭和59年) 4月	2003年 (平成15年) 4月			
▼	▼			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 被保険者期間 228月 平均標準報酬月額 32万円 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 被保険者期間 217月 平均標準報酬額53万円 </td> </tr> </table>			被保険者期間 228月 平均標準報酬月額 32万円	被保険者期間 217月 平均標準報酬額53万円
被保険者期間 228月 平均標準報酬月額 32万円	被保険者期間 217月 平均標準報酬額53万円			
▲	▲	▲		
入社	60歳	退職		

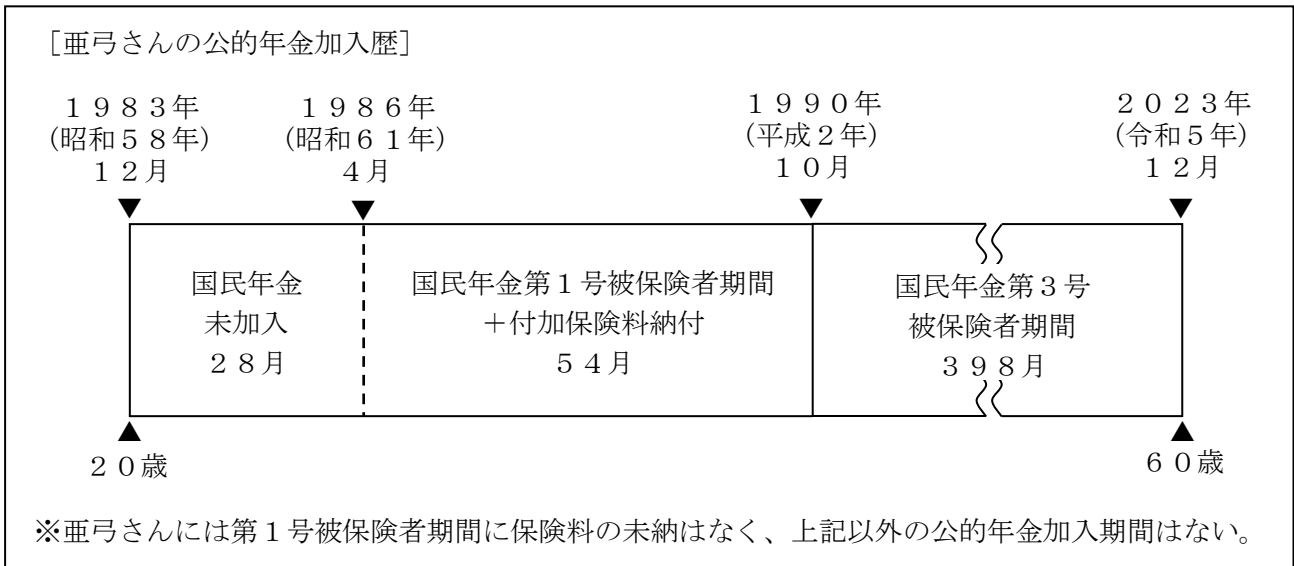
※五郎さんに上記以外の公的年金加入期間はない。

1. 2,061,537円
2. 2,119,866円
3. 2,459,037円
4. 2,517,366円

(問題 36)

(設問B) (問題 35) の亜弓さんは、66歳に達する前に老齢基礎年金の請求を行わず、70歳に達した月に繰下げの申出を行おうと考えている。亜弓さんの公的年金加入歴が以下の<資料>のとおりである場合、亜弓さんが70歳から受け取ることができる繰下げ受給の老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>



1. 954,418円
2. 1,089,171円
3. 1,093,707円
4. 1,100,143円

(問題37)

(設問C) 老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰上げ受給と繰下げ受給の注意点に関するCFP[®]認定者の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「65歳で老齢厚生年金の受給権を取得後、66歳到達以後も老齢厚生年金を請求せず、繰下げ待機期間中に死亡した場合、その人の遺族が本人に代わって繰下げ請求することができます。」
2. 「特別支給の老齢厚生年金が支給されない生年月日の人は、老齢基礎年金と老齢厚生年金のうち、どちらか一方のみを繰上げ受給することはできません。」
3. 「老齢基礎年金を繰上げ請求すると、国民年金の保険料の追納はできなくなります。」
4. 「老齢厚生年金を繰下げ受給しても、加給年金額は増額されません。」

(問題38)

(設問D) 障害基礎年金と障害厚生年金の加算額および加給年金額に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない加算要件はすべて満たしているものとする。

1. 障害基礎年金の受給権者により生計を維持されている19歳の子が、障害等級1級または2級に該当する障害の状態にある場合、当該障害基礎年金に子の加算が行われる。
2. 障害厚生年金の配偶者加給年金額は、障害等級が1級か2級かにかかわらず同額である。
3. 障害厚生年金の配偶者加給年金額は、対象となる配偶者が65歳になったときに加算されなくなるが、この場合は一定の配偶者の老齢基礎年金に振替加算が行われる。
4. 障害厚生年金の配偶者加給年金額は、障害厚生年金の受給権発生時に加算の要件を満たす配偶者がいる場合に限り加算される。

(問題39)

(設問E) ZY株式会社に勤務していた木内鉄平さんは、2024年4月25日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、鉄平さんが死亡した時点で妻の雛子さんに支給される公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。なお、保険料納付要件および生計維持要件は満たしているものとする。

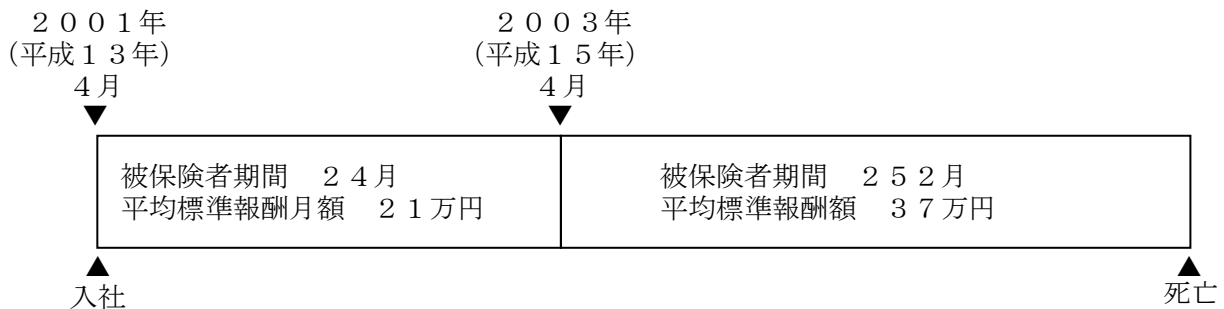
<資料>

[木内さん家族のデータ]

氏名	続柄	備考
木内 鉄平	夫	・ 1978 (昭和53)年10月8日生まれ (死亡当時45歳) ・ 大学卒業後の22歳から死亡するまでZY社に勤務し、厚生年金に加入していた。
木内 雛子	本人 (妻)	・ 1976 (昭和51)年9月17日生まれ (47歳) ・ 24歳の時に鉄平さんと結婚し、以後就労していない。
木内 有希	長女	・ 2004 (平成16)年2月24日生まれ (20歳・大学生)
木内 幸介	長男	・ 2006 (平成18)年8月29日生まれ (17歳・高校生)
木内 美優	二女	・ 2010 (平成22)年4月11日生まれ (14歳・中学生)

※木内さん家族は同一世帯であり、いずれも障害の状態にない。

[鉄平さんの厚生年金加入歴等]



[遺族厚生年金額の計算式]

(①+②) × 3 / 4

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※短期要件に基づく遺族厚生年金の額は、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[中高齢寡婦加算の額] 596,300円

[遺族基礎年金の額] 795,000円

[子の加算額]

第1子、第2子 1人当たり 228,700円

第3子以降 1人当たり 76,200円

1. 1,698,290円

2. 1,738,819円

3. 1,846,920円

4. 2,294,590円

(問題40)

(設問F) 遺族厚生年金とその他の公的年金との支給調整に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない年金の支給要件はすべて満たしているものとする。

1. 遺族厚生年金の受給権者が老齢基礎年金の受給権を有する場合、当該受給権者の年齢にかかわらず遺族厚生年金と老齢基礎年金を併せて受給することができる。
2. 遺族厚生年金の受給権者が障害基礎年金の受給権を有する場合、当該受給権者の年齢にかかわらず遺族厚生年金と障害基礎年金を併せて受給することができる。
3. 遺族厚生年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を有する場合、当該受給権者の年齢にかかわらず老齢厚生年金と遺族厚生年金の全額を併せて受給することができる。
4. 遺族厚生年金の受給権者が、同一の支給事由により労働者災害補償保険の遺族補償年金を受給できる場合、遺族厚生年金は全額支給され、遺族補償年金は減額されて支給される。

(問題41)

(設問G) 国民年金保険料の追納制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国民年金保険料の免除や学生納付特例、納付猶予を受けた期間については一定の要件のもと保険料を追納することができるが、保険料未納期間は追納することができない。
2. 追納できる期間は、追納の承認を受けた日の属する月前10年以内に限られる。
3. 追納すべき額は、保険料の免除を受けた当時の各月の保険料の額である。
4. 追納は原則として先に経過した月の分から順次に行うことになるが、学生納付特例期間より前に他の保険料免除期間がある場合は、どちらを優先して追納するか選択できる。

問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題42)

(設問A) 個人型確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問においては、企業型確定拠出年金を「企業型」、個人型確定拠出年金を「個人型」という。また、年単位での拠出については考慮しないものとする。

1. 個人型における老齢給付金の受給開始の上限年齢は70歳である。
2. 企業型があり、確定給付企業年金のない企業の従業員で、企業型の事業主掛金額が月額3万円の場合、個人型に拠出できる掛金の限度額は、月額2万円である。
3. 国民年金に任意加入している日本国内に住所を有していない人は、個人型に加入できる。
4. 個人型に加入している会社員（国民年金第2号被保険者）は、60歳以降も引き続き国民年金第2号被保険者である間は、一定年齢まで個人型の加入者となる。

(問題43)

(設問B) 国民年金基金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 日本国内に住所を有する61歳の国民年金の任意加入被保険者は、外国籍であっても、国民年金基金に加入することができる。
2. 国民年金基金の加入員が、国民年金の第2号被保険者または第3号被保険者となったときは、その日に加入員の資格を喪失する。
3. 国民年金保険料を免除されていた人が、免除期間分の保険料をすべて追納したときは、追納した期間に相当する期間のうち60月を限度として、毎月の掛金の限度額が引き上げられる。
4. 国民年金基金の加入員が年金を受け取る前に死亡した場合、遺族に対し、死亡時までの掛金総額に応じた額の遺族年金が支払われる。

(問題44)

(設問C) 小規模企業共済制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

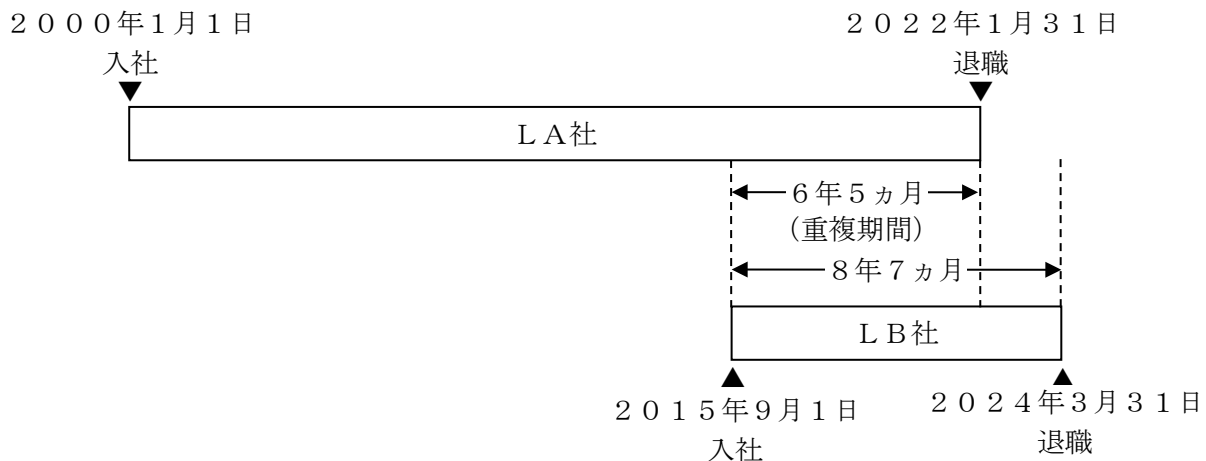
1. 掛金は、1人当たり月額1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で任意に選択することができる。
2. 個人事業主である共済契約者の掛金は、所得税の事業所得の計算上、必要経費に算入することができる。
3. 個人事業主が加入資格を満たしている場合、その事業の経営に携わる共同経営者も、個人事業主1人につき2人まで加入することができる。
4. 掛金は前納することができる。

(問題 4 5)

(設問D) 唐沢さんは2022年1月31日にL A社を退職して退職一時金を受け取り、2024年3月31日にL B社を退職して退職一時金を受け取った。以下の<資料>に基づき、唐沢さんがL B社から受け取った退職一時金(300万円)に係る所得税の計算上、退職所得の金額として、正しいものはどれか。

<資料>

[唐沢さんの勤続期間等]



- ・ 特定役員退職手当等に該当するものではない。
- ・ 障害者になったことに基因する退職ではない。
- ・ 退職所得に関する手続きについては適正に行われている。
- ・ L A社より支給された退職一時金の額は、L A社の勤続年数に対応する退職所得控除額以上であった。

[L B社の退職一時金に係る退職所得控除額の計算]

その年に支給された退職手当とその年の前年以前4年以内に支給された退職手当の計算の基礎としたそれぞれの勤続期間に重複している期間があるときは、その重複期間に対応する退職所得控除額を控除してその年の退職所得控除額を算出する。

従って、唐沢さんの退職所得控除額は以下の計算式により算出する。

$$\text{退職所得控除額} = (\text{イ}) - (\text{ロ})$$

(イ) L B社の勤続期間に対応する退職所得控除額

(ロ) L A社の勤続期間とL B社の勤続期間とが重複している期間(1年未満の端数切捨て)に対応する退職所得控除額

1. 90万円
2. 110万円
3. 180万円
4. 220万円

問10

中小法人の資金計画に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題46)

(設問A) 以下の<資料>に基づき計算されたHD株式会社の1株当たりの理論株価として、正しいものはどれか。なお、事業価値を求めるための割引率は、加重平均資本コストに基づいて算出した<資料>の[割引率]を用い、計算過程で端数が生じた場合は年ごとに万円未満を切り捨てることとする。また、記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[HD社の収支予測]

	1年目	2年目	3年目
税引後利益	700万円	800万円	900万円
減価償却費	100万円	200万円	200万円
設備投資額	500万円	200万円	100万円
継続価値	—	—	20,000万円

[HD社の財務データ]

金融資産：4,000万円
 有利子負債：2,500万円
 加重平均資本コスト：7%
 発行済株式数：10万株

[計算方法]

- ① 事業価値 = (税引後利益 + 減価償却費 - 設備投資額 + 継続価値) の現在価値
- ② 企業価値 = 事業価値 + 金融資産
- ③ 株主価値 = 企業価値 - 有利子負債
- ④ 1株当たりの理論株価 = 株主価値 ÷ 発行済株式数

[割引率]

	1年目	2年目	3年目
7%	1.07	1.145	1.225

- 1. 1,812円
- 2. 1,962円
- 3. 2,210円
- 4. 2,360円

問 1 1

C F P[®]認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 7)

(設問A) 成年後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 成年後見人は、原則として就任後2ヵ月以内に成年被後見人の財産の調査を終わり、その目録を作成しなければならない。
2. 成年後見人は、家庭裁判所の許可を得て、成年被後見人の居住用建物または敷地を売却することができる。
3. 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、成年被後見人の遺体の火葬に関する契約の締結を行うことができる。
4. 成年後見人は、成年被後見人の財産の適切な管理を行うために、必要があるときは、家庭裁判所の審判を得て、成年被後見人宛ての郵便物等の配達（回送）を受けることができる。

(問題 4 8)

(設問B) 後見制度支援信託に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「本人」とは信託契約の委託者をいうものとする。

1. 後見制度支援信託においては、株式、動産、不動産を信託することはできない。
2. 後見制度支援信託では、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭は信託銀行等に信託する。
3. 後見制度支援信託は、未成年後見と法定後見における成年後見において利用することができるが、任意後見、法定後見における保佐および補助では利用することができない。
4. 後見制度支援信託における信託財産については、預金保険制度による保護の対象とはならない。

(問題 49)

(設問C) 介護施設に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 介護保険法における介護老人福祉施設とは、老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および(ア)を行うことを目的とする施設とされている。
- ・ 介護保険法における介護老人保健施設(老健)とは、要介護者であって、主としてその(イ)の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設とされている。
- ・ 老人福祉法における養護老人ホームとは、原則として(ウ)以上の者で、政令で定めた環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導および訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とされている。

1. (ア) 必要な診療の補助 (イ) 身体の機能 (ウ) 65歳
2. (ア) 療養上の世話 (イ) 身体の機能 (ウ) 60歳
3. (ア) 必要な診療の補助 (イ) 心身の機能 (ウ) 60歳
4. (ア) 療養上の世話 (イ) 心身の機能 (ウ) 65歳

(問題 50)

(設問D) 各都道府県の社会福祉協議会が行っている「不動産担保型生活資金貸付制度(要保護世帯向けを除く)」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 担保となる居住用不動産に借入申込者の子が同居している場合、貸付けの対象とならない。
2. 担保となる居住用不動産がマンション等の集合住宅である場合、貸付けの対象とならない。
3. 貸付期間中に自宅の修繕が必要となった場合、社会福祉協議会が承認すれば、その修繕費は臨時費用として毎月の貸付けとは別に貸付けを受けることができる。
4. 貸付利率は、年3%または短期プライムレートのいずれか低い利率となる。